

ファミリー会員規則

公益社団法人 愛知建築士会

- 第 1 条 本会のファミリー会員を対象とする事業の運営に関する事項は、定款に定めるもののほか、この規則の定めによる。
- 2 定款第 5 条の定めにより、ファミリー会員を対象に、定款第 7 条に定める事業を行う。
- 第 2 条 この規則による会員は、ファミリー会員（以下「会員」という。）と称する。
- 第 3 条 この規則の会員となる者は、建築士法第 5 条の免許を受けた建築士であって、正会員（終身正会員は除く）と同居する親族で同一世帯の関係である者、または正会員（終身正会員は除く）が所属する会社・事務所に属する年齢が 40 歳未満の者とする。
- 第 4 条 入退会の手続及び取扱いについては別に定める。
- 第 5 条 会員の会費及び会費の納入等は次のとおりとする。
- (1) 入会金は、1,000 円とする。
 - (2) 会費は、年額 9,000 円とする。
 - (3) 会費は毎年 4 月に一括納入するものとする。ただし、年度の途中に入会した者は、当該年度においては、9 月までに入会の場合は年額を、10 月以降に入会の場合は年額の 2 分の 1 を会費とする。
- 第 6 条 前条の会費の納入が、6 か月を経過しても滞納の場合は、速やかに退会として扱う。
- 第 7 条 会員には、会員証を発行する。
- 第 8 条 会員は、各支部に所属する。
- 第 9 条 会員は、本会の行う事業及び各支部が行う事業に参加することができる。この事業は、会誌「愛知の建築」に掲載することにより広報する。なお、事業に参加する場合の経費の負担等は、それぞれの事業の定めによる。
- 第 10 条 会員は、会誌「愛知の建築」に投稿することができる。
- 第 11 条 会員が本会の行う講演会、講習会、見学会、その他これに準ずる事業に参加し、又は図書を購入する場合については、定款に定める会員と同等の会員とみなし、優遇措置を講ずる。
- 第 12 条 会員が定款に定める会員になる場合において、定款細則に定める入会金についての優遇措置については理事会の承認により講ずることができることとする。
- 第 13 条 この規則による会員には、建築士会が定める定款第 12 条 1 項 (4) は適用しない。
- 第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。
- 第 15 条 この規則の設定、変更及び廃止は理事会の決議により行い、総会の議決を要する事項については総会の承認を得るものとする。
- 第 16 条 この規則の会員が正会員（終身正会員は除く）と同居する親族でなくなった場合、正会員（終身正会員は除く）が所属する会社・事務所に属する建築士が 40 歳を迎えた場合、または、所属する会社・事務所に正会員（終身正会員は除く）が不在となった場合には、当該会員の申し出により、速やかに正会員への変更の手続をとり、正会員となるものとし、当該年度の次の年度から、正会員の会費を支払うものとする。

附則

（施行期日）

この規則は、理事会において議決された日より施行する。

令和 3 年 5 月 14 日 理事会制定
令和 5 年 6 月 15 日 理事会改正